

○湖南省生ごみ減量化推進補助金交付要綱

平成16年10月1日

告示第113号

(趣旨)

第1条 この告示は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、家庭生活に伴って生ずる生ごみの減量化に資するため、湖南省内に居住する家庭に生ごみ処理機(生ごみを減量及び堆肥化する目的で製造された物で、市場に流通しているもの。以下「処理機」という。)を設置することを目的として購入する者に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付対象者は、市内に住所を有し、かつ、居住している者とする。

(補助金の額)

第3条 第1条の規定による補助金の額は、購入費用の2分の1以内(100円未満は切捨て)とし、1万5千円を限度とする。

2 補助金の交付は、1世帯に1台とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生ごみ減量化推進補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、申請に基づき必要な事項を調査し、補助金の交付を決定し、申請者に生ごみ減量化推進補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付決定の変更申請等)

第6条 申請者は、前条の規定による通知を受領した後、補助事業等の変更等が生じたときは、ただちに様式第3号により当該通知に係る補助金事業の変更承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 第4条及び第5条の規定は、前項の場合について準用する。

(補助金の実績報告)

第7条 申請者は、補助事業等が完了したときは、速やかに生ごみ減量化推進補助金に係る補助事業実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付確定)

第8条 市長は、当該報告書等の書類の審査によりその報告に係る補助事業の成果が補助

金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを確かめ、適合する場合は、交付金額の確定を行い補助事業者に生ごみ減量化推進補助金交付確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者は、生ごみ減量化推進補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の請求書を受理したときは、月末を基準日として他の補助金申請者の請求分と取りまとめ、一括して補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第11条 市長は、申請者が補助金を他の用途に使用し、その他その補助事業の内容又はこれに付された条件、その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の額の確定後に取消しを決定した者で、既にそれらの補助金の交付を受けているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の甲西町生ごみ減量化推進補助金交付要綱（平成12年甲西町要綱第12号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成18年告示第23号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成22年告示第23号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。